

緊急通報体制整備事業

鍵保管及び協力員代行業務（深夜帯等における手助け）

内 容	早朝・深夜帯等に臨時的な手助け（車椅子等への移乗失敗時の助け起こしなど）が必要になった場合に、緊急通報装置の相談ボタンを押して連絡すると、市が委託する事業者の係員が訪問して手助けを行います。 ※訪問する係員は、介護・看護の資格はありません。 ※事前に市が委託する事業者鍵を預ける必要があります。
対 象 者	次の①～④のいずれにも該当する方 ①在宅で生活しているおおむね65歳以上のひとり暮らしの方 ②要支援または要介護認定を受けている方 ③近隣に親族等の協力者がいない方 ④緊急通報装置を設置している方 （※緊急通報装置の設置に関する要件や申込方法等については、長寿社会推進室へお問い合わせください。）
費 用	係員の訪問1回あたり 300円
申 込 方 法	所定の様式（緊急通報体制整備事業「鍵保管及び協力員代行業務」申請書兼 同意書）に必要事項を記入、押印のうえ、高齢社会室に提出してください。利用決定後、委託事業者から鍵の受け取り日時について連絡があります。
注 意 事 項 等	①保管する鍵は、係員が訪問して臨時的な手助けを行う際に使用するもので、緊急通報装置の緊急ボタンにより消防が出動する際の開錠には原則として使用しません。 ②相談ボタンで連絡してから係員が到着するまでに30分以上かかる場合があります。

【問い合わせ・申請書提出先】

枚方市役所 健康福祉部 健康福祉総合相談課
〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号
(電話) 072-841-1401 (直通)
(FAX) 072-841-5711

令和 年 月 日

緊急通報体制整備事業「鍵保管及び協力員代行業務」
申 請 書 兼 同 意 書

枚方市長

申請（同意）者の氏名 _____ ⑩

住所 〒573- _____

枚方市 _____

緊急通報体制整備事業のうち「鍵保管及び協力員代行業務」（以下「本業務」という。）について、下記の事項に同意のうえ、申請します。

記

1. 本業務を委託する事業者に自宅鍵を預けること。
2. 本業務を行うため、委託事業者の職員が自宅鍵を開けて、立ち入ることを認めます。
3. 前項による自宅への立入りにより、自宅等の一部に破損が生じても関係者に賠償責任を問わず、損失補償も求めません。また、助け起こしなどをした際の怪我についても賠償責任を求めません。
4. 本業務を利用した場合、委託事業者から請求される負担金について、滞納することなく支払います。また、滞納が続いた場合本業務の利用ができなくなることがあっても、異議申し立てをしません。
5. 自宅鍵を取替えた場合、直ちに届け出ます。
6. 本業務を必要としなくなった場合は、直ちに届出をします。
7. 必要な場合以外は、本業務を利用しません。
8. 2項による自宅への立ち入りの結果、病院等に搬送された場合、無人となった自宅に対する管理責任を関係者に求めません。

＊ 以下は記入しないでください

※登録番号

※介護認定

☐有

☐無

上記の者の鍵保管及び協力員代行業務について

（ 決定・通知 ）
（ 却下・通知 ） してよろしいか。

起案日 令和 年 月 日

決裁日 令和 年 月 日

【事務決裁規程別表第1 1表(1)表 項】

却下理由

	課 長	課長代理	係 長	担 当	文書審査
決裁					